総務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<新提案共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
19	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による給付の支給又は実施の徴収に関する事務において情報連携により提供可能な特定個人情報の追加	行政不妊に対する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携の必要な事務に「予防接種法第2条第2項」が追加されている。 予防接種法の定義（第1条に定義されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報に、道府県税又は市町村税に関する情報及び住民基本台帳法に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその実用を負担が出来ないと認める家中も市町村の裁量に委ねられている。しかしながら、経済的理由により負担できない者（実費徴収をしない者）については、市町村税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報も鑑みながら、判断していく事が多い事も考えるを、そのため、経済的理由により実費負担ができない者の範囲ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減することも考えられる。 なお、予防接種法の運用解釈においても、「経済的理由により負担できない者の範囲については、市町村税の課税状況や生活保護関係等を勘案して、個人全体の2割から3割程度が該当されている」と記載があるにもかかわらず、毎年法で情報照会できないのは矛盾している。	・経済的理由により実費負担ができない者の実務確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第2号	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市	－	高槻市、日向市、宮古市、川崎市、長崎市、大分市、大阪市、宮崎市、鹿児島市、大牟田市、福岡市、都城市、新潟市、北九州市、佐賀市、宇都宮市、金沢市、福井市、鳥取市、松江市、岡山市、倉敷市、呉市、広島市、福山市、下関市、徳島市、高知市、山口市、熊本市、姫路市、和歌山市、大津市、奈良市、長野市、福島市、郡山市、いわき市、相模原市、横浜市、小田原市、秦野市、厚木市、大和市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、横須賀市、三浦市、逗子市、鎌倉市、葉山町、横浜市、川崎市、相模原

総務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況				
	見解	構造改革					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
19	－	－	【全国知事会】 法医行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、機構的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに照らした形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めるとともに、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の施行令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	厚生労働省において、当該情報の必要性や当該事務の効率性などを検討の上、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。	6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （１）予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、附法による寡夫の徴収に関する事務(別表2の16)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び国民健康保険法等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	法律 省令	未定	内閣府及び厚生労働省において必要な措置を検討中。（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」成立後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を改正するこ等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」成立後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を改正するこ等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。
20	－	－	【全国知事会】 法医行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、機構的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに照らした形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めるとともに、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の施行令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	厚生労働省において、当該情報の必要性や当該事務の効率性などを検討の上、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。	6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （１）予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、附法による寡夫の徴収に関する事務(別表2の16)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び国民健康保険法等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	法律 省令	未定	内閣府及び厚生労働省において必要な措置を検討中。（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」成立後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって障害者関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を改正するこ等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」成立後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって障害者関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を改正するこ等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。
53	－	－	【全国知事会】 法医行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、機構的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすことになる。 ・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る費用徴収の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 ○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る費用徴収の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 この見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る費用徴収の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを通知改正を行っていただきたい。	事務の所管省庁において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。	6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （Ⅱ）母子保健法(昭40法141)20条1項に基づく費用徴収の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務(別表2の70)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることと、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	検討中	平成30年度中	厚生労働省において必要な措置を検討中。	厚生労働省において必要な措置を検討予定。
54	－	－	【全国知事会】 法医行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、機構的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすことになる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る費用徴収の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 この見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る費用徴収の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを通知改正を行っていただきたい。	事務の所管省庁において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。	6【総務省】 （15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅲ）児童福祉法(昭22法164)20条1項に基づく費用の給付、附法22条1項に基づく助産の実施、附法23条1項に基づく母子保護の実施又は附法33条の5第1項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(別表2の15)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることと、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	検討中	平成30年度中	厚生労働省において必要な措置を検討中。	厚生労働省において必要な措置を検討予定。
55	－	－	【全国知事会】 法医行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、機構的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除されると推察されて不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に罰則規定が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となる芽は示されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置として以ぜんも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求めるなどの担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の罰則規定等の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるか否かを検討を加えていただきたい。 ○ 「関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けることを用法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、附法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、過失の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1）利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2）利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該規定については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすよう法制定を行う必要がある。	6【総務省】 （5）児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置（附法21条の6）を行った場合、児童入所措置（附法27条1項第3号）を行った場合及び障害児入所措置（附法27条2項）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（附法33条1項及び2項）については、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に罰則規定等の規定を整備したうえで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平26年内閣府・総務省令第7号）を改正するこ等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	省令	未定	内閣府及び厚生労働省において必要な措置を検討中。（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平26年内閣府・総務省令第7号）を改正するこ等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平26年内閣府・総務省令第7号）を改正するこ等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。

総務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<新提案同提案団体及び他提団体等から示された支障事例（主なもの）>			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例			見解	補足資料
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための住民情報制度における所得事由の見直し（児童福祉法第二十一条の六に規定する特定を母以い事由による措置）	（1）児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の情報提供制度における所得事由の見直し（児童福祉法第二十一条の六に規定する特定を母以い事由による措置） （2）加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方独関係情報を閲覧することが可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方独関係情報の限定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の情報提供の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事由は、番号法別表第二に規定されているものの、提置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方独関係情報を入手することができないとされている。 また、利用者負担額の設定に必要な所得額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該事務の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 ・別表108 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第14条 ・地方税法（昭和25年法律第226号）第20条 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置に係る事務について（平成26年雇児発0930第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱について（平成28年雇児0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、長父市、豊田市、伊丹市、高砂市、平美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効果的な事務につながることが認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	玄、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方独法との守秘義務について、同法第23条は、地方税に関する調査等に従事する者が その事務に関し知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1）利用事務の機関法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2）利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の事件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。	児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の設定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の課題を踏まえうえで、貴府の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20閣議決定）にもあるとおり、提置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	－
57	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための住民情報制度における所得事由の見直し（身体障害者福祉法第十八条第一項第二号（は第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四第二号（は第二項及び児童福祉法第六十五条の四

総務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	構定関係					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
56	－	－	【全国知事会】 法医行政法令を日処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報を記に登録を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除されると解釈した上で、不明確であるため、地方税法上の守秘義務が解除されると明確な形で規定されるよう、戸籍や不動産登記などの情報を記に登録を設けることなく検討を進めること。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が規定されており、担保措置の創設により地方税関係情報の提供が可能となる旨示されたことを、構成員から、地方税関係情報と行政情報の情報連携に必要な担保措置として必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める等で代替措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討を担保措置として、地方税法上の守秘義務が解除されるよう所向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けることを等による所法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用負担額の算定基準を所得税額から市町村税税所得税額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1）利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2）利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該規定については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすよう対応を行う必要がある。	6【総務省】 （5）児童福祉法第22条(164)及び付録手続における特定の個人情報対するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 児童福祉法に基づく措置実施所支援又は障害福祉サービスの提供事務を行った場合、児童入所措置を行った場合及び障害者入所措置（同法27条2項）を行った場合及び障害者入所措置（同法29条1項）を行った場合の利用負担額の算定に基づく市町村税の賦課徴収事務を行った場合、児童入所措置を行った場合及び障害者入所措置を行った場合及び負担額の設定又は変更の徴収に関する事務について、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に担保措置を規定した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平26年内閣府・総務省令7号）に反映するよう、所管省庁と調整を進めるとともに、また、その旨を地方公共団体に周知する予定。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	省令	未定	内閣府及び厚生労働省において必要な措置を検討中。（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（平成30年3月6日閣議決定）を第196回通常国会に提出。 児童福祉法一部改正、障害児通所支援及び障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合、児童入所措置を行った場合及び負担額の設定又は変更の徴収に関する事務について、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備。））	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携について地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成年内閣府・総務省令第7号）を改正するとともに等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。
57	－	－	【全国知事会】 法医行政法令を日処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報を記に登録を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除されると解釈した上で、不明確であるため、地方税法上の守秘義務が解除されると明確な形で規定されるよう、戸籍や不動産登記などの情報を記に登録を設けることなく検討を進めること。 ○ また、構成員から、費用徴収額の認定事務については、もともと民税法律に質問検査権が必要ではないか、また、地方税関係情報の情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形もあり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けること、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されると前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と担保措置を設けることによる各法律に基づく強制措置に係る費用徴収事務と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	まず、事務の所管省庁において、身体障害者福祉法では知的障害者福祉法による措置を行った場合の利用負担額の算定基準を所得税額から市町村税税所得税額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1）利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2）利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該規定については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすよう対応を行う必要がある。	6【総務省】 （7）身体障害者福祉法第24条(203)及び付録手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置（同法18条1項）を行った場合及び障害者入所措置（同法19条1項）を行った場合の負担額の認定又は変更の徴収に関する事務（同法38条1項）について、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に担保措置を規定した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第二の主務省令で定める事務（同法38条1項）について、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に関する事務（同法38条1項）について、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に関する事務（同法38条1項）について、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2）利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該規定については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすよう対応を行う必要がある。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	（7）省令 （10）省令	（7）未定 （10）未定	（7）内閣府及び厚生労働省において必要な措置を検討中。（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（平成30年3月6日閣議決定）において「障害者福祉法の関係法律の整備に関する法律案」（仮称）、「児童福祉法の一部を改正する法律案」（仮称）、「障害者の地域における生活の支援等を目的とする障害者福祉サービスの提供等の措置を行った場合、児童入所措置を行った場合及び負担額の設定又は変更の徴収に関する事務について、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成年内閣府・総務省令7号）を改正するとともに等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。 （10）「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（仮称）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携について地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成年内閣府・総務省令7号）を改正するとともに等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。
58	【平和島市】 具体的に提供可能な特定個人情報の項目については、主務省令に委任されているものと解されるが、地方税法上の守秘義務の趣旨も照らし合わず、当該事務に係る情報提供については、国民の利便性の向上に寄与するものであるとからも、情報提供が容認されると規定整備が望まれる。	－	【全国知事会】 法医行政法令を日処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報を記に登録を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除されると解釈した上で、不明確であるため、地方税法上の守秘義務が解除されると明確な形で規定されるよう、戸籍や不動産登記などの情報を記に登録を設けることなく検討を進めること。 ○ また、老人福祉法は既に質問検査権が規定されており、担保措置の創設により地方税関係情報の提供が可能となる旨示されたことを、構成員から、地方税関係情報と行政情報の情報連携に必要な担保措置として必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形もあり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、老人福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討を担保措置として、地方税法上の守秘義務が解除されると前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、老人福祉法に担保措置を設けることを等による所法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	まず、事務の所管省庁において、老人福祉法による措置を行った場合の利用負担額の算定基準を所得税額から市町村税税所得税額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1）利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2）利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 のみとされている。 当該規定については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすよう対応を行う必要がある。	6【総務省】 （12）老人福祉法(303)第38条(133)及び付録手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置（同法11条）を行った場合の負担能力の認定又は変更の徴収に関する事務（同法28条1項）については、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平26内閣府・総務省令7）を改正するとともに等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）	省令	未定	内閣府及び厚生労働省において必要な措置を検討中。（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（仮称）、「老人福祉法の一部を改正する法律案」（仮称）、「老人ホームの入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は変更の徴収に関する事務について、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備。））	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（仮称）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携について地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成年内閣府・総務省令7号）を改正するとともに等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。
249	－	－	【全国知事会】 法医行政法令を日処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報を記に登録を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害者金銭保険情報については、現在情報連携の対象としていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修をするための技術面や予算面、効率性の観点を含めた検討を進めるとの、前置きの発言があったところであり、また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方がその年金種類を知らなくてしまう、という懸念があるとのことであったところである。 ○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリング までに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ また、自治体、内閣府（番号制度担当室）は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 ○ 障害年金金銭関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリング までに当該検討結果をお示しいただきたい。 「また、自治体、内閣府（番号制度担当室）は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリング までにお示しいただきたい。	支給認定基準世帯員全員の保険加入情報については、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。 障害年金関係情報については、情報提供側において、情報提供ネットワークシステムを経由した情報連携を行うことが可能と判断されるものであれば、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。	6【総務省】 （10）付録手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅳ）児童福祉法（昭23法164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（同法22条）については、特殊事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報が含まれていることから、その提供を可能とすること。 また、当該事務に対して個人の収入の状況を把握するために必要な情報の中に、児童福祉法施行規則（昭23厚生省令第11号）第6条に規定する給付に係る所得税（復興保険法（昭14法31）による臨時事件税及び復興特別所得税（平25法101）に係る所得税を含む。）の額があることから、地方公共団体における利用事務に配慮した、本人等による申請書の添付を求めるなど、申請者の負担軽減を図ること。 また、申請者に対しては申請書の添付を求めるなど、申請者の負担軽減を図ること。 （関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省） （ⅴ）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき支給する給付（平成27年度から開始）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報が含まれていることから、その提供を可能とすること。 また、当該事務に対して個人の収入の状況を把握するために必要な情報の中に、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第150号）第6条に規定する給付に係る所得税（復興保険法（昭14法31）による臨時事件税及び復興特別所得税（平25法101）に係る所得税を含む。）の額があることから、地方公共団体における利用事務に配慮した、本人等による申請書の添付を求めるなど、申請者の負担軽減を図ること。 （関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省）	（ⅳ）法律等 （ⅴ）法律等	（ⅳ（前段））未定 （ⅳ（後段））検討中 （ⅴ（前段））未定 （ⅴ（後段））検討中	（ⅳ（前段））内閣府及び厚生労働省において必要な措置を検討中。（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（平成30年3月6日閣議決定）を第196回通常国会に提出。 児童福祉法一部改正、障害児通所支援及び障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合、児童入所措置を行った場合及び負担額の設定又は変更の徴収に関する事務について、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成年内閣府・総務省令7号）を改正するとともに等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。 （ⅳ（後段））厚生労働省において必要な措置を検討中。 （ⅴ（前段））「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（仮称）、「難病の患者に対する医療等に関する法律の一部を改正する法律案」（仮称）、「難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（仮称）を第196回通常国会に提出。 （ⅴ（後段））厚生労働省において必要な措置を検討中。	（ⅳ（前段））内閣府及び厚生労働省において必要な措置を検討中。（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（仮称）、「児童福祉法の一部を改正する法律案」（仮称）、「障害者の地域における生活の支援等を目的とする障害者福祉サービスの提供等の措置を行った場合、児童入所措置を行った場合及び負担額の設定又は変更の徴収に関する事務について、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成年内閣府・総務省令7号）を改正するとともに等必要な措置を講ずる予定。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。 （ⅴ（前段））「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（仮称）、「難病の患者に対する医療等に関する法律の一部を改正する法律案」（仮称）、「難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（仮称）を第196回通常国会に提出。 （ⅴ（後段））厚生労働省において必要な措置を検討中。
297 | 【岡西市】
「手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、その旨の記載事項から可能な限り住民票を特定し、住所地市区町村に申請不備の連絡を行い、住所地市区町村より住民へ連絡を行うように」としているが、今後もこの取り扱いを徹底する。」について、市に対して、不備についての連絡は通知一度もないが、マイナンバーカード重点率の向上のためにも、何を持って連絡を行ったと言えるのか曖昧で更てもなかなかうな文章で明確に示していただきたい。
「取扱いについて、周知及び更なる徹底をお願いしたい。」
【春日井市】
各自治体の改善を求めている点等は、マイナンバーカードの申請に関して、個人の特定に必要な氏名、住所等の情報について申請書の記載に問題があって発生しているのではない。J-LIS がマイナンバーカードの申請受付に際して、申請書にのみで個人を特定しようとすることが様々な要素を含み出しているのであるしかも、この申請書はは手書き用申請用紙は必須項目とされていない。」
この要素は、申請書のみで個人を特定するJ-LISの受付プロセスに問題があるわけであり、申請書の以外の個人を特定する情報を活用することによって解決できると考える。例えば、マイナンバーカード一覧していれば、結合端末で出力された申請書や通知カードの申請書で、作成時点の最新の4情報でカードが作成され、その最新性民登録地の自治体に送付されるようにご取り扱い願いたい。
また、後段の手書き用申請書の件に関しても、現在の取り扱いで何の連絡もなされていないという問題が発生しているのに、無に徹底することのみで解消出来が出来るのか疑問である。支援事例の報告につながるよう、対応を検討していただきたい。
【豊田市】
・各カードを端末から出力する、個人番号カード交付申請書について、QRコードが印刷されるようにし、スマートフォンおよびそもなか写真機から申請できるよう改善を図るよう検討していただきたい。
【松江市】
・手書き申請書で不備があった場合の対応については、地方公共団体情報システム機構（ーLIS）から市町村への連絡はされておらず、ーLIS個人番号プロジェクト推進室にて電話確認したところ、申請者本人にも住所地市区町村にも連絡をしていないとの回答を受けたところである。H29.8.4
「総務省はーLISの現在の対応状況を確認いただき、早急に見解を通用を行っていただきたい。」
【大村市】
・手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、住所地市区町村に申請不備の連絡を行っているとあるが、不備連絡には不備の理由が明記されておらず、市区町村は住民に対し不備となった明確な説明ができていない状況である。今後もこの取扱いとするならば、不備理由も添えて連絡を行うように要望する。そもそも、住民が特定できているのであれば、市区町村に連絡するのではなく、直接住民本人に連絡をすべきである。住民に直接連絡を行えば、市区町村が住民に通知を送る段階が無くなるだけでなく、住民は再申請が必要ことを知るまでの時間も短縮できるため、カードをより早く受領することができる。従って、いずれかの取り扱いに改正していただくよう励まいする。 | － | 【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 | | 氏名・住所等の記載事項変更後に通知カードに付属する交付申請書を利用した申請については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、原則として受付を可能とするように検討しており、可能な限り早期に方向性を示し、各市区町村に周知する。
・手書き用申請書の記載事項の不備により住民・住所地市区町村のいずれも特定できず、不備連絡ができない申請書が存在するケース、記載に不備があってもその他の記載事項から可能な限り住民を特定し、未来永年と交付事務を行うことされている住所地市区町村へ不備連絡を行うことで、住所地市区町村に対して指定の世帯の方を前提とすることに加えて前提、今後は、申請不備があった際には、不備理由を明確にした書面等で住所地市区町村へ情報提供を行うことで、ハ以上住所地市区町村とが連携して申請情報を補足して可能な限り申請を受け付けるよう、申請不備への対応方法の改善に努める。 | 6【総務省】
（15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）
（ⅵ）氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用した申請について、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付を可能とするように検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（ⅶ）手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であって、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体情報システム機構から住所地市町村（特別区を含む。）へ情報提供を行うこと等により、関係府省庁と調整を進めるとともに、また、地方公共団体情報システム機構から住所地市町村（特別区を含む。）へ情報提供を行うこと等に向けた対応方法の改善に努める。 | （前段）
新システムの開発・運用
（後段）
検討中 | （前段）
・検討について平成29年中（後段）
検討中 | （前段）氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、検討の結果、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付を可能とするようにシステム改修等を行い、対応することで調整中であり、その結果を踏まえて、入手した情報を処理することが可能となるよう、対応を検討する。
（後段）手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であって、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体情報システム機構から住所地市町村（特別区を含む。）へ情報提供を行うこと等により、関係府庁と調整を進めるとともに、また、地方公共団体情報システム機構から住所地市町村（特別区を含む。）へ情報提供を行うこと等を実施する予定。 | 氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であって、当該申請書の記載事項が明記することを前提として、受付を可能とするようにシステム改修等を行い、対応する予定。
（後段）
手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であって、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体情報システム機構から住所地市町村（特別区を含む。）へ情報提供を行うこと等を実施する予定。 |

総務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<新提案同提案団体及び他団体等から示された支障事例（主なもの）> 団体名	支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	補足資料
35	B 地方に対する規制緩和	その他	開発関連情報の利用で開発営業等一覧の修繕を可能とする	現在、開発関連情報の利用が可能な基幹統計調査では、非効率な開発員の大半が、開発関連業務で作成した開発区域地図、開発営業図及び開発営業一覧を閲覧、転記又は複写により調査区の確認を行っている。 一旦、開発区域地図及び開発営業図と照合し、修繕を行う。 また、開発区域地図及び開発営業図の修繕が、「他の書類は修繕できるのに、営業一覧のみ修繕できないのはなぜか」「開発後に取好するのでご修繕できないか」「開発員を使用してほしいなどの意見が寄せられるなど、開発員の効率化等にとって開発に悪影響が多いので要望である。 営業一覧には誤入情報が記載されているが、開発内容等を記載した記録簿を作成していることを、開発員には守秘義務が課せられていることから、安全性は一定担保されていると考えるが、さらに、立ち会う職員による必要最小範囲の部分の修写や、マニュアル等を作成し、修写した書類は速やかに廃棄すること、開発現には持ち出さないことなどを外れて定めることで、個人情報流失のリスクをより軽減できるものと考える。	開発員の転記時間や立会いのための職員の拘束時間が削減される。 開発に関する時間と労力が軽減されるとともに開発営業の把握が容易になることで、地域に精通していない開発員にも依頼しやすくなり、開発員確保に資する。 転記誤りをなくすことにより精度の高い開発がより効率的に実施できる。	開発関連調査業務関係事務開発事務取扱要領（平成18年4月6日） 開発統計担当長決定 開発関連調査業務関係事務取扱要領（平成18年6月6日） 開発統計担当長決定 開発関連調査業務一覧閲覧事務取扱要領（平成21年10月1日） 開発統計担当長決定 最終改正　平成23年8月1日	総務省	松山市	参考資料あり	無回答、豊島区、ひたちなか市、相模原市、稲沢市、四日市市、美濃市、信高湖、美和市、武雄市、大村市、宮崎市	○100年前以上の世帯を転記する場合もあり、開発員に過大な負担となっている。 ○誤ったた人員情報で業務を進めているため、開発員の転記時間や立会いのための拘束時間は他の業務に支障が生じている。開発員現場が離れいる状況の中、転記等に係る時間により非効率が増加している。 開発員からは、世帯単位開発の円滑実施のためにも必要としているのかとの声もある。開発への実施には1年間を手間とは可能だと考える。よって、統計法施行令や施行規則等の改正により、円滑な開発業務に向けて検討を進めていただきたい。 ○開発員の人員不足や個人情報保護意識の高まりから、開発員は開発の主要情報を閲覧していたが、開発を引き受けてもらっている。さらに6名職員上の開発員が大都分をあっている。開発員の負担軽減や開発活動の効率化をすすめるため、開発営業情報の利用で開発営業一覧の修繕を可能としていただきたい。 ○市民のプライバシー意識の高まりに加え、核家族化・共働き世帯の増加により訪問時の不在確率が増加しており、開発員からの開発世帯一覧の閲覧ニーズは高い状況にある。開発員の現地が離れしなっている中、開発員に現在する地域外の開発営業区域要求をケースが増えていることから、開発転記作業に多額の負担が発生しており、開発員の労力が軽減でき、開発員の現場に専念できると考える。 ○各種統計調査において、開発区域図に開発開発情報の利用が可能な場合には、統計調査員の労力が開発時間で作成した開発区域図、開発営業図及び開発世帯一覧の閲覧、転記、又は複写を行っている。毎月、開発員の労力が閲覧にすいるが、統計調査員の現場が離れい状況であるにも関わらず、開発世帯一覧の転記には世帯1時間程度の時間が必要なので、開発員の方々に負担を掛ける状況にあるため、また、全開発員の開発現日時点前後の2週間は、職員が開発対象の方々からの問いかわせの対応に手一杯であるとも聞きます。開発中の開発員に立ち会わせることを問い状況となり、職員への負担も大きなものとなっている。	開発関連調査業務関係事務開発事務取扱要領（平成18年4月6日） 開発統計担当長決定	総務省	松山市	参考資料あり	開発関連調査業務一覧は開発関連を正確に行うために作成しているものであり、同一覧には民名や世帯番号などが記載されていることから、これらの情報について開発業務情報と照合、編集に取り扱う必要がある。 一方で、開発調査の調査区は各種統計調査の基礎的な地域単位として利用されていることから、調査区関係書類（調査区地図及び調査区一覧表）、調査区業務及び調査世帯一覧について、事務取扱要領に基づき、開発等の関係、開発業務の実施、開発業務の実施、開発業務の実施

総務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	構成員					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
35	－	－	【全国市長会】 事務負担軽減に向け対応を求める。		市区町村職員及び調査員の事務負担軽減を考慮し、面野調査の調査世帯一覧の閲覧・転記に加え、必要最小限の範囲の閲覧も承認する方向で検討したい。 なお、調査区関係書類等の閲覧は現在継続中の事務であり、閲覧方法の変更により事務の円滑な実施に支障が出る可能性もあるため、今後地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏洩リスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年度内に方針を決定し、速やかに閲覧事務取扱要領の改正を行う。	6【総務省】 （14）統計法（平19法53） 面野調査（5条2項）の調査世帯第一覧については、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で、地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏洩リスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	平成30年中	検討の方向性（必要最小限の範囲の複写を可能とする）を示すと、現状把握のため、調査実施者に対してアリングを実施中。	引き続き、調査実施者からのヒアリング、また地方公共団体に対しても現状把握のための照会を行う予定。 照会等により得られた内容を参考に、30年中に今後の運用方法について整理する。 整理した内容により、必要に応じて閲覧事務取扱要領の改正を行い、関係各所に周知を図る。
42	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今翌には内閣法制局を含めた関係府省と調整したうえで必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○今後、内閣府(防災担当)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリング までにお示しいただきたい。	御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めて参りたい。	6【総務省】 （11）災害対策基本法（昭36法223） 都道府県と区域内の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の一体的な応援については、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害救生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府）	法律	未定	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（平成30年3月9日閣議決定）において災害対策基本法の一部改正案を第196回国会に提出。	法改正
158	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。			6【総務省】 （13）地方独立行政法人法（平15法118） 地方独立行政法人の業務の範囲（21条）については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	（未定）	（未定）	（未定）	提案団体の検討状況を踏まえ、検討を進めるものとする。
159	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体の具体的な支障等（学校法人の設置が困難、公立幼稚園の補強を希望）を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的にお示しいただきたい。 ○国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえると、一定の担保措置をとることにより、設置者の責任の下、設置者とは別の者に管理を委託することが可能ではないか。 ○幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人員体制を区分しているに過ぎではなく、出発からみても、幼稚園は、建学の精神に基づき、多様な設置主体により設置されてきたものである。 このような状況を踏まえると、提案への対応により立幼稚園での実施が阻害される特別な教育内容や公権力の行使等があるとはいえないのではないか。 ○平成16年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育審議会答申から長期間が経過しており、提案団体の具体的な支障を踏まえ、2次ヒアリング までに方向性を出していただきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。	学校教育法上の考え方として、公立幼稚園の管理運営を学校法人や地方独立行政法人へ包括的に委任することが可能となった場合には、地方独立行政法人法において、その業務の範囲に加えることについて検討を行うことは可能である。	6【総務省】 （1）学校教育法（昭22法26）及び地方独立行政法人法（平15法118） 公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営業務、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省）	（未定）	（未定）	（未定）	提案団体の検討状況を踏まえ、検討を進めるものとする。
265	【船橋市】 空家等対策においては、所有者の所在の把握が困難を極め、対策が遅れてきたことから、空家法で税情報の内部利用を可能とする条文を規定する等、これまで取得できなかった情報を取得可能とした経緯がある。こうした経緯からも、郵便事業者がもつ転送情報も該当させるべき考えるべきであるとは、転送先情報の開示が可能となるよう、空家法第10条の改正または、郵便法第8条の改正を強く求める。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【個人情報保護委員会】 ・個人情報保護法上、「法令に基づく場合」には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得ることは求められていない（同法第23条第1項第1号）。 ・仮に、郵便事業者が空家法第10条第3項に基づく「その他の者」に該当すると判断される場合には、本人同意がなくとも郵便事業者が市町村長に対して当該空家の所有者等の転送先情報を提供することについて、個人情報保護法上の問題はないと考えられる。 【総務省】 郵便の転送情報については、信書の秘密に抵触することについて現在後事中と承知しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の回答並びに当該係事状況を踏まえて、検討を行っていきたいと考えております。 【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる」と規定されており、こういった「その他の者」として、郵便事業者から情報提供を求めることは可能である。	6【総務省】 （5）郵便法（昭22法165）、個人情報の保護に関する法律（平15法57）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） 市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の所有者等の把握に際し、必要な情報として郵便の転送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の信書の秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平20総務省）等の改正について、引き続き検討する。 （関係府省：個人情報保護委員会及び国土交通省）	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン等	郵便の転送情報の信書の秘密への該当性について現在係事中のため、係事結果を踏まえ検討	左記係事状況を注視	左記係事結果を踏まえ検討

総務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<新規共同提案団体及び他団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空き家対策の推進に関する特別法の見直し管理責任者指定規定の創設）	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが困難でない場合は、地方自治体が法定相続人のなかから管理責任者を指定できるようにすること	【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するよう努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が不在とも限、相続人が法定相続人でない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。 【支障事例】 ・放置の所要が続くなど、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を不提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 ・そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡をやり、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっている反面、直ちに所有空家に関係しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 ・法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人間の窓口が一本化（市から相続関係の教示を行うことも含む）されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空き家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	高槻市、洲本市、和歌山市、鳥取市、倉敷市、宗市	－	能勢市、いわき市、たたらなか市、相生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡市、愛媛市、伊丹市、高槻市、新潟県市、田川市、大村市	○ 空き家の相続人が十数人あり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件があるこのような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に陥ったなら、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰すとあるのだから、相続放棄が少人し、所有するような信頼を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで所有していた空き家の対応が少なからず減ると考えられる。 ○ 当市では市税に、所有者から空き家が危険な状態である旨を文字数規定、所有者が、空き家の管理責等を確知できない場合が有る。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 ○ 空き家の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合があり、相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続機を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○ 相続権利者が複数で相続人が確定できず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者間で話し合うよう促すが、調整しないできない状態で、放置されてしまっている。 ○ 共該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見なって指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多いように感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにされれば実相続の所在が明確化され、法定相続人間の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○ 当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障を来たしている。また、相続放棄がもしやすくする環境を整えるべき。空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成28年3月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要書類を簡単にすることなども検討すべきではないかと考える。 ○ 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、他人の電話番号を知ることと出て来たことで、他の法定相続人と連絡をつけることができたため、解決に繋ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に滞留している。 ○ 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に連絡管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また触れない得る人物に相続人に助言するなど、親族間に入りこみ対応している状況である。解消に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。 ○ 問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も食む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。 ○ 状態の悪い空家等については、所有者が居にくなって相続されずに長年放置されている事案が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による相談等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方ないる状況で、ますます空家が増くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中でも代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。 ○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報開示が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、事務が滞っている状況。代表者の指定については早らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。 ○ 当市においても1件の空家等に対し6～7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を解決されているが、共有者の中には居ていて次の世代へ引き継いでいるものもあり、ほとんどが遠方在住者のため話をいちまとめることができないのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。 ○ 住民苦情への対応を果めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の間で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。	【支障事例】 ○ 市税の賦課期日（1月1日）を基準とした場合、1月1日に相続人が1人であっても、その相続人が相続放棄をした場合、その相続人が相続人でなくなるまでの期間（3ヶ月）は、相続人が1人であっても

総務省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	構成資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
273	－	－	【全国市長会】 慎重に検討されたい。 ただし、支障事例が多数あるため、当案を含め、解決策を積極的に検討すること。	地方公共団体が法定相続人の中から代表人を指定し、その代表人から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる（義務づける）仕組みを検討すべきではないか。 また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表人に情報提供できる仕組みを構築するべきではないか。	【総務省】 ①相続の相続人の中から特定の相続人を代表者として指定した場合、当該者が自治体からの助言等を他の相続人へ伝達する相続の有利分を超えた責任を負う結果となることから、地方公共団体の責任で指定を行うことは困難である。 ②地方税法における規定において、相続人の中で書類を受領する代表者が指定できる場合は、相続人の1人一部が相続人であるか明らかでない場合（戸籍に争いがある場合等）に限られており、相続人の生死又は住所が不明である場合は含まれないと解されている。また、代表に指定された者は書類を受領する権限を有するものであり、相続人間の伝達や調整についての規定はない。 ○一方、空家法では、個々の所有者等に対して助言・指導を行うことにより、自発的に特定空家等の除去等を促すことを目的としており、所有者等が多数の場合には、書類を的確に送達するため、内容証明郵便等の活用も「特定空家等に対するガイドライン」で示している。 ○なお、空き家対策に取り組む地方公共団体等の具体的課題等について対応方策を協議・検討していく全国空き家対策推進協議会（平成29年8月31日設立）等において、国土交通省を中心として、関係省庁が連携して、当該事例を含め、地方公共団体等の直面する課題等の解決に向けて支援していく。 【法務省・国土交通省】 ○民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることにならないかなど、問題である。 また、法定相続人の1人を代表者として、勧奨等を内容とする助言・指導、勧告、命令に係る書類等の送付先法定相続人間の連絡調整役を担わせることは、勧奨等を求める部分の対象を特定の者に限定することになり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねないため、問題である。 ①地方税法第9条の2第2項の規定は、相続人のうち一部が相続人であるかどうか明らかでない場合（戸籍に争いがある場合等）に、書類の送達の特例として、相続人のかで書類を受領する代表者を指定するものであり、また、納税の告知書等が、代表者に送達された場合には、その書類に係る納分は、指定に係るすべての相続人に対して効力を生ずる。 　同条の規定は、あくまで相続に争いがある場合等の規定であり、単に相続人の住所等が不明又は相続人が多数な場合には適用されないと解されており、地方公共団体は、相続人全員に対して書類を送達する必要がある。 ②他方、空家法では、空家の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令が規定されているが、これらの措置の方助言・指導、勧告については、直接的な法的効果はないものの、関係権利者全員に対し勧奨等の必要性を理解してもらい、自発的な勧奨等の措置を促すためのものである。また、命令については、それに反した場合に罰則の適用があるほか、代執行の前提となるものであるため、関係権利者全員に対して行うべきものであると考える。 　なお、所有者等が多数の場合には、内容証明郵便等の活用により助言・指導、勧告の手続きを行うなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方法をガイドラインで示しているところ。（「特定空家等に対するガイドライン」） ○　空き家対策に取り組む地方公共団体が、具体的課題について対応方策を協議・検討していく「全国空き家対策推進協議会」が平成29年4月11日に設立され、空家所有者の効果的な捜索方法や所有者不在空家等に係る財産管理制度の活用推進方策等について、当該協議会で検討することとされており、国土交通省としても、こうした協議会の場を活用し、法務関係団体等とも連携して、具体的な課題の解決に向けて取り組んでいきたい。	6【総務省】 （16）空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） （ⅰ）空家等の管理については、所有者等間の協議等を促すことにより空家等の自発的な適正管理を促進している事例、所有者等間の同意の下代表者を指定することで空家等の適正管理を行っている事例、空家等の保全行為について地方公共団体が補助している所有者等に改善等を行っている事例など、空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成30年中に情報提供する。また、地方公共団体における空家等対策に資するよう、これらの収集事例に加え、法に基づく措置の事例等の知見の蓄積を踏まえて、空家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。 （関係府省：法務省及び国土交通省） （ⅱ）空家等の管理の在り方については、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討する。 （関係府省：法務省及び国土交通省）	省令改正（実施済） 検討中	（ⅰ） 平成30年中 （ⅱ） －	（ⅰ） 空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について地方公共団体に対してアンケートを実施。 （ⅱ） －	（ⅰ） アンケートの回収及び集計の後、聞き取り等により事例を収集・とりまとめの上、平成30年中に情報提供等を実施予定。 （ⅱ） 空家等の管理の在り方について、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討。
285	【豊田市】 当市では、平成28年中の寄附に係る申告特例通知を1万通超受領しているが、通知書自体を個人ごとに名寄せして管理することはなく、資料番号等を別し、データ化して管理しているため、申告特例通知が一覧表になることによって、事務負担が増大することはなく、管理しやすくなる。	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう総合的に検討すること。		申告特例通知書のオンライン送付については、地方団体における事務の簡素化につながる可能性があると考えているが、eLTAXを活用する場合、そのシステム改修費及び運営費については、地方税電子化協議会の会員となっている全ての地方団体から負担を求めることとなるため、システム整備の内容やそれに要する費用等に関する提案団体以外の地方団体の意見も確認しながら検討する必要がある。	6【総務省】 （9）地方税法（昭25法226） （ⅰ）都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の申告特例通知書の送付（附則7条）については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会と協議を行いつつ、地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用して電子的送付が可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	省令改正（実施済）	平成31年1月	地方税ポータルシステム（eLTAX）を運営する地方税電子化協議会において検討を行い、平成31年1月から申告特例通知書の電子送付が可能となるようシステム改修等の準備を行うこと を決定。総務省では、対応方針及び地方税電子化協議会における検討結果を踏まえ、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）を一部改正。	地方税電子化協議会及び各地方団体において、実務的に必要な準備を行ったうえで、平成31年1月から申告特例通知書の電子的送付を開始する。
310	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）等も踏まえつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めて参いりたい。 国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ。同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 （参考）URL：http://www.mlit.go.jp/ policy/ shingikai/s103 tochisei01.html	6【総務省】 （17）所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 （関係府省：内閣官房、法務省、農林水産省及び国土交通省）	法律	平成31年（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案が平成30年通常国会で審議される場合）	所有者不明土地の利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案で措置予定（第196回国会に提出済み。）。